

# 令和5年度第1回多治見市地域自立支援協議会会議議事録

## 1. 日時

令和5年12月18日(月) 10:00~11:00

## 2. 場所

多治見市役所駅北庁舎 4階大ホール

## 3. 議題

- (1)基幹相談支援センターの活動状況
- (2)地域生活支援拠点等の運営について
- (3)地域自立支援協議会専門部会活動報告
- (4)第7期障害福祉計画案、第3期障害児福祉計画案に係る意見聴取

## 4. 公開又は非公開の別

公開

## 5. 出席者

### (1)委員(50音順 敬称略)

荒井 英雅(社協たじみ障がい者相談支援センター 相談支援専門員)

岩本 眞知子(多治見市民生児童委員協議会障がい児(者)福祉部会長)

加藤 健史(東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t 主任職場  
定着支援担当)

木村 泰宏(陶技学園相談支援センター 主任相談支援専門員)

黒川 裕二(多治見公共職業安定所 職業相談部門雇用指導官)

高桑 美樹(はなの木苑相談支援事業所 相談支援専門員)

早瀬 亜紀(社会福祉法人みらい 理事長)

藤木 誠(相談支援事業所ホーリークロスセンター長)

堀 冨(東濃成年後見センター 相談員)

松田 あさみ(知的障がい者団体多治見地区手をつなぐ親の会)(副会長)

水野 富夫(会長)(岐阜県身体障害者福祉協会 多治見支部)

宮澤 由紀子(岐阜県東濃保健所 技術課長補佐兼保健予防係長)

吉野 智朗(東濃子ども相談センター 主査)

※欠席委員：大竹陽平委員

### (2)事務局

福祉課：渡辺康之課長、山田康則、安井宏治、林優奈

子ども支援課：伊藤和可奈課長、田中智、奥村佳史

### (3)傍聴人

なし

## 6. 議事概要

○事務局	定刻になったので開催する。 まずは福祉課長から挨拶
○事務局	本協議会会長については、昨年度から引続き、身体障害者福祉協会 水野委員に、副会長については手をつなぐ親の会 浅井委員の後任となる松田委員にお願いする。 会長、副会長の役割等については、本協議会設置規則に記載がある。
	<自己紹介>
○会長	本日会議が第1回目となるため、多治見市情報公開条例に基づき、この会議の公開・非公開について諮る。 →公開とする。
○事務局	議事録については、事務局で取りまとめの上、委員に確認を取り、委員名は公表せずにホームページ上で公開する。
○会長	議題(1)「基幹相談支援センターの活動状況」について、事務局から説明を願う。
○事務局	本市は土岐、瑞浪、恵那及び中津川の東濃5市で平成31年4月に基幹相談支援センターを設置した。 障害者総合支援法の第77条の2に規定され、身体・知的・精神の障害及び難病を抱える方が地域において安心して暮らしていけるような相談支援の中核的な役割を担う。 具体的には、総合相談・専門相談、地域の支援体制強化、地域移行・地域定着、地域のネットワークづくり、権利擁護・虐待防止の5つの役割を担っている。 昨年度のセンターの活動実績について、配布資料(資料4)に記載あり。今年度は、特定相談のみ行っている相談支援事業所との関係強化、昨年度立ち上げた「地域生活支援拠点」の機能整備について取り組んでいる。
○会長	何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。 では、次に議題(2)「地域生活支援拠点等の運営」について、事務局からの説明を願う。
○事務局	この拠点についても、基幹相談支援センター同様に東濃5市の共同で、昨年度「東濃圏域地域生活拠点」として設置した。 基幹相談支援センターを構成する相談支援事業所に加え、特定相談支援のみを実施する相談支援事業所、短期入所、グル

	<p>ープホーム、入所などを行う東濃圏域の事業所に登録していただき、統一ルールの下でその役割を担ってもらう「面的整備型」の形態をとっている。</p> <p>拠点機能については、現在基幹相談支援センターを中心に、障害の重度化、高齢化や親亡き後に備え、障害を持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、登録された複数の事業所の既存サービスを組み合わせて支援していけるよう整備を進めている。</p> <p>拠点の機能には、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能がある。</p> <p>相談、緊急時の受入れについては、本市において1件養護者からの虐待対応の事例があった。また、その他の機能については、基幹相談支援センターを中心に今後検討を重ね整備を進めていく予定である。</p>
○会長	<p>何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。</p> <p>では、次に議題(3)「地域自立支援協議会専門部会活動報告」について、事務局からの説明を願う。</p>
○事務局	<p>本市において現在4つの専門部会を設置している。今年度は相談支援事業所部会、精神障がい支援連携会議を行っている。</p> <p>相談支援事業所部会においては、市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員に集ってもらい、7/7、11/10の2回開催した。この中では障害福祉サービス等の利用者の増加や利用者からの要望の多様化により相談支援専門員の負担が増大しているとの意見が出た。限られた事業所で計画相談を行っていくには、相談支援専門員として対応すべき業務を整理し、利用者に理解を求めていく必要がある。その方法について、検討を行っている。</p> <p>精神障がい支援連携会議においては、当面の目標として地域住民に対する精神障がいへの理解の促進を目指している。</p> <p>6/26、8/21、11/29に開催し、地域住民の現状を把握するため、地域の事情に詳しい民生児童委員の方を対象に意識調査を実施。202名の方に回答していただき、回答率は97%であった。結果については、次回報告し、その結果を基に来年度は精神障がいに関する講演会等を企画したいと考えている。</p>

○会長	<p>何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。</p> <p>では、次に議題(4)「第7期障害福祉計画案、第3期障害児福祉計画案に係る意見聴取」について、事務局からの説明を願う。</p>
○事務局	<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障害者総合支援法及び児童福祉法にて定めることとなっている。また、同法にて協議会にて意見聴取することとなっている。</p> <p>障害者総合支援法において定める事項とは他に、定めるよう努めるとなっている福祉サービスの見込量及びサービス確保の方策についても当市は定めている。</p> <p>これらの計画については昨年度から会議を開催しており、来週も5回目の会議を開催する予定である。</p>
○事務局	<p>第7期障害福祉計画については、令和8年度を目標年度として目標を設定している。</p> <p>入所者数に関しては、現状を維持していく。その中で地域への移行を進めていく。</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について(にも包括)、協議の場の開催をしつつ、地域生活への移行が可能になるよう努めている。</p> <p>一般就労への移行については、移行を進めていけるよう国に近い水準としている。</p> <p>相談支援体制については、基幹相談支援センターを整備し、東濃5市で運営している。</p> <p>サービス見込量については、令和4年度実績を基に定めている。</p>
○事務局	<p>第3期障害児福祉計画についても同様、令和8年度を目標年度として3つの目標を設定している。</p> <p>令和6年4月より、市内にある児童発達支援事業所(発達支援センターなかよし、発達支援センターひまわり、ことばの教室)を統合し、新たに児童発達支援センターとして運営を実施する。今後は地域支援体制の構築に向けていく。</p> <p>重度心身障害児の支援について、事業所は3か所設置している。</p> <p>医療的ケア児の支援について、現在入園ができている状況である。協議の場の設置や研修を受けたコーディネーター2名を設置している。</p>

	<p>サービス見込量について、児童発達支援のところ令和5年度から数字が伸びている。理由として、児童発達支援センターの設置に伴い、稼働率見込みを上げている。また、例年利用希望が増えている。</p> <p>障がい児相談支援、障がい児の子ども・子育て支援に関しては、現状を維持していく。</p>
○会長	何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。
○会長	議題は以上のとおり。全般的に質問、意見はあるか。
○委員	<p>現在、ヘルパー人材不足が出てきている。働き手不足や高齢化によるものである。また、相談支援員の人材、事業所の数も増えていかない。業務に追われ、本来のケースワークができていないのが現状である。</p> <p>今後専門部会も活性化していく必要がある。</p>
○委員	協議会は地域の障害者や家族が困っていることを地域課題として、地域で解決していくために協議するためのもの。全体会で地域課題を集めるのは難しいため、各専門部会で地域課題を集めて、全体会で出てきた課題を市への提案として反映していく取組が必要となっていく。
○委員	<p>精神障がい支援連携会議は圏域の精神障がいケア部会と、連動しながら取組を進めている。地域課題、目標、取組、評価等を循環させていくことが必要となる。</p> <p>市の他の部会とも連携しながら、市として活性化させていくことが必要となってくる。</p>
○事務局	最後に次回会議については、3月の開催を予定している。
○会長	以上をもって、会議を終了することとする。

以上